

## TOYAMATCH事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化に歯止めをかけ、本県の出会いや交流、結婚を希望する独身者を社会全体で支援する機運を醸成することを目的として、TOYAMATCH事業（以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 利用会員

本事業を利用するための登録を行った者をいう。

#### (2) 登録事業者

本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、独身者の出会いや交流、結婚を支援するための取組み（以下「サービス」という。）を行うため、本事業に登録した事業者又は地方公共団体等をいう。

#### (3) 協賛事業者

登録事業者のうち、利用会員に主催イベント等の参加料金の割引、自らの店舗又は施設の利用時に粗品の進呈等のサービスを提供する事業者、地方公共団体等をいう。

#### (4) 応援事業者

登録事業者のうち、自社の従業員に本事業の案内等のサービスを提供する事業者等をいう。

#### (5) 会員証

富山県（以下「県」という。）が利用会員の証として発行するもので、原則として各協賛事業者が主催するイベント若しくはセミナー又は協賛事業者の店舗若しくは施設において提示することにより、サービスを受けることができるものをいう。会員証の意匠は、様式第1号のとおりとする。

#### (6) ロゴ

本事業を広く県民に周知するために定めるもので、その意匠は、様式第2号のとおりとする。

#### (7) 広報物品

本事業の協賛事業者であることを表示するため、県が制作したステッカー、のぼり旗等をいう。

#### (8) 運営サイト

県が本事業実施のために運営する利用会員登録、事業者登録又は情報提供等のためのウェブサイトを用いる。

### (事業内容)

第3条 本事業は、利用会員が原則として会員証を協賛事業者が主催するイベント若しくはセミナー又は協賛事業者の店舗若しくは施設において提示することにより、各協賛事業者

が提供するサービスを受けることができる体制を整備するとともに、応援事業者が自社の従業員の出会いや交流、結婚を応援する仕組みをつくり、協賛事業者のサービス内容及び事業者の登録状況等について、県が運営サイト等を通じて広く情報発信することにより、出会いや交流、結婚を希望する独身者を社会全体で支援する機運を醸成するものである。

(県の事務)

第4条 県は本事業を円滑に推進するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 利用会員の申請受付等の事務を行うこと。
- (2) 登録事業者の申請受付等の事務を行うこと。
- (3) 協賛事業者に広報物品を交付すること。
- (4) 本事業の趣旨や内容を広く周知すること。
- (5) その他、本事業を推進するために必要と認めること。

(利用対象者)

第5条 利用登録は、富山県内に在住し、出会いや交流、結婚を希望する18歳以上の独身者を対象とする。

(登録事業者の範囲)

第6条 登録事業者は、地方公共団体及び次に掲げるすべての要件を満たす法人、団体又は個人とする。

- (1) 富山県内に事業所又は活動拠点を有していること。
- (2) 県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (3) 宗教団体又は政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本店及び富山県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体若しくは個人に該当しない者であること。
- (8) 本事業の趣旨を理解し、適切に運営する能力等を有していること。

(サービスの提供等)

第7条 登録事業者は、自らの負担により、それぞれの協力できる範囲内でサービスを提供するものとし、その内容は各登録事業者が設定するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、本事業のサービスとすることはできないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 宗教性のあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) その他、本事業の趣旨にそぐわないと認められるもの

(個人情報の保護)

第8条 県は、利用者登録情報等本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）に基づき、適正に取り扱うこととする。

2 県は、利用会員の情報を登録事業者に提供しないものとする。

(その他)

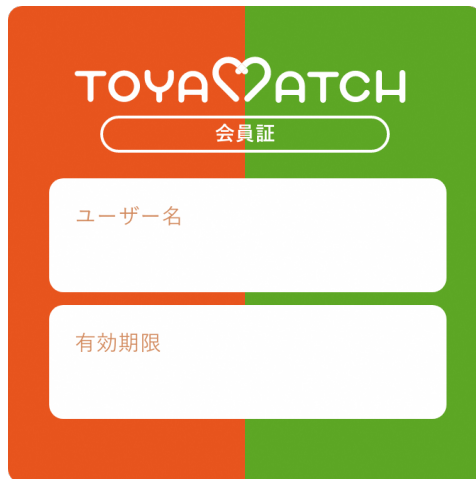
第9条 この要綱に定めるほか、本事業に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行する。

様式第1号（第2条関係）会員証

会員証の意匠は本様式とする。



様式第2号（第2条関係）ロゴ

ロゴの意匠は本様式を基本とする。

TOYA MATCH

つながる、ひろがる、わたしの明日